

令和4年9月1日から第二子の 保育料無償化範囲を拡大します



新たに無償になるのは？

現在、0～2歳児の第二子のお子さんのうち、世帯年収が360万円未満相当の家庭のお子さんの保育料が無償となっています。

令和4年9月1日から、0～2歳児の第二子のお子さんのうち、世帯年収が640万円未満相当の家庭のお子さんまで保育料が無償となります。

(イメージ図の「拡大部分」に当てはまる家庭のお子さん)

市町村民税所得割合算額(保護者の市町村民税所得割額の合計)が169,000円未満の世帯

イメージ図(2・3号認定のお子さん)

世帯年収		～360万円相当	～640万円相当	640万円相当～
市町村民税所得割合算額		57,700円未満	169,000円未満	169,000円以上
0～2歳児	第二子	(無償)	拡大部分	(有償)
	第三子以降	(無償)	(無償)	(無償)
3～5歳児		(無償)	(無償)	(無償)

手続きは必要ですか？

手続きは必要ありません。

令和4年9月からの保育料は、令和4年度市県民税所得割合算額から算定しますので、未申告の場合は、税の申告を行う必要があります。

問い合わせ先：福井市 子育て支援課 (tel:0776-20-5270) 又はお子さんが在園している園



保育料は無償になりますか？

お子さんのクラス年齢は何歳ですか？

注：4月1日時点の年齢を基準にします
ただし、幼稚園については、入園できる
時期に合わせて、満3歳から対象になります

0～2歳

3～5歳
幼稚園の満3歳を含む

お子さんはきょうだいの
何番目ですか？

保育料
無償

第一子

第二子

第三子以降

お子さんのいる世帯は
どのような課税状況
ですか？

お子さんのいる世帯は
どのような課税状況
ですか？

保育料
無償

市町村民税非課税世帯
以外の世帯

市町村民税非課税世帯

市町村民税所得割算額が
169,000円以上の世帯

市町村民税所得割算額が
169,000円未満の世帯

保育料を
負担

保育料
無償

保育料を
負担

保育料
無償

保育料算定に用いる市町村民税額

保育料の内容	左記の保育料算定に用いる 市町村民税所得割額	左記の市町村民税所得割額の算定に 用いる収入等の内容
令和4年9月分から 令和5年8月分まで	令和4年度市町村民税所得割額	令和3年1月から同年12月の収入等
令和5年9月分から 令和6年8月分まで	令和5年度市町村民税所得割額	令和4年1月から同年12月の収入等

住宅ローン控除、寄付金控除等がある場合は、控除する前の所得割額になります。

問い合わせ先：福井市 子育て支援課 (tel:0776-20-5270) 又はお子さんが在園している園